

平成28年度

茨木市立畑田小学校いじめ防止基本方針

(いじめの定義)

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」＜いじめ防止対策推進法＞

(学校教育目標)

○元気にがんばる子ども（健康）○正しく判断し、行動する子ども（自主）○なかよく助け合う子ども（協調）

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導等をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。（いじめはしない・させない・許さない）

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、吹田子ども家庭センターや所轄警察署等をはじめとする関係外部機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

「いじめは、どの児童、どの学級でも起こりうるもの」という認識を持ち、いじめの未然防止に取り組む。そのためには、児童、教職員の豊かな情操と人権感覚及び道徳心を培い、心の通う対人交流の能力素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、本校の全て

の教育活動を通じた人権教育・道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい授業や行事に参加・活躍できる学校づくりを進める。

- ア 居場所づくり、集団づくりの取組みの推進
- イ 自己有用感や自己肯定感を育むわかる授業づくりの推進
- ウ 障がいのある児童等への理解を深め、すべての児童等にとって安心・安全な学校づくりの推進
- エ 規範意識の育成を培う道徳教育の推進
- オ 児童会活動の活性化、体験活動の充実
- カ いじめ撲滅テーマソング「一人じゃないよ」及びいじめ予防リーフレットの活用
- キ 教職員の資質能力の向上

② いじめの早期発見のための措置

- ア 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施
 - ・ 児童対象 生活アンケートの実施（年3回 6月、11月、2月）
 - ・ 必要に応じて個人面談の実施
 - ・ 教育相談週間の設定（年2回）
- イ いじめ相談体制の整備
 - ・ 児童、保護者の相談体制の整備（窓口：生活指導コラボレーター）
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
 - ・ 学校以外の相談窓口の周知
- ウ 教職員による観察や情報交換
 - ・ いじめのサインをチェックシートで観察
 - ・ 月1回職員朝会で児童の情報交流（児童交流朝会）
 - ・ 人権支援部、生活指導部等の定例会で児童の情報交流
- エ 地域との連携
 - ・ PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制の構築
 - ・ 学校協議会開催（年3回 7月、12月、3月）
- オ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
 - ・ 児童への情報モラル教育
 - ・ 保護者への啓発

（2）いじめの防止等に関する措置

① いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

＜構成員＞ チーフ 校長

教頭、生徒指導コラボレーター、首席、生活指導担当、養護教諭、

（支援教育コーディネーター、関係教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）

<活動>

- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめ事案への対応
- ・いじめについての校内研修の設定
- ・各取組の確認と検証

<開催>

- ・月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策会議を開き、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。とりわけ、障がいのある児童等へのいじめが生じた場合には、特段の配慮をもって対処する。

<組織的な対応>

- ・いじめ防止対策委員会が中心になり、速やかに指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

<いじめを受けた児童・いじめを行った児童及び保護者への支援>

- ・いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- ・寄り添える体制を構築し、状況に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門家の協力を得る。
- ・落ち着いて学習できる環境を整備する。
- ・児童、保護者に確実な事実関係を伝える。
- ・保護者への支援・助言を行いながら、保護者と連携を図り問題の解決にあたる。
- ・いじめの状況に応じて一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導を行う。
- ・いじめを受けた児童・保護者が、いじめを行った児童との関係改善を望む場合には、教職員や保護者等が同席の下、関係修復を図る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払いながら、折に触れ状況を保護者等へ伝えたとともに、必要な支援を行う。

ウ 速やかに市教育委員会に報告し、「いじめ対応報告書」を提出する。

エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(2) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施する。

エ 上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

③ 学校教育自己診断における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校教育自己診断の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの未然防止・早期発見の取組に関すること。

イ いじめの再発防止の取組に関すること。

●（別添）資料１「いじめの防止等に関する年間計画」

平成28年度 いじめの防止等に関する年間計画(案)				
月	学校	児童生徒	保護者	地域・その他
4月	「学校いじめ防止基本方針」の周知 新旧学年引き継ぎ会	「畑田スタンダード」の周知 学級学年目標の設定	参観・懇談	
5月	児童実態交流会		家庭訪問 PTA 総会	
6月	生活アンケート① 教育相談週間		土曜参観 親睦会	保幼小交流会 小中交流会(西中) 教育相談担当者会
7月	児童実態交流会		個人懇談会	学校協議会
8月	校内研修 (いじめ・人権支援)			
9月			プール参観	教育相談担当者会
10月	人権講演会	人権講演会 高槻支援学校交流会 (3年)	人権講演会	
11月		人権作品取組	参観・懇談	教育相談担当者会
12月	生活アンケート② 教育相談週間		個人懇談会	学校協議会 いじめ不登校シンポジウム
1月		人権交流会 (わくわく交流) 子ども人権フォーラム参加		教育相談担当者会
2月	生活アンケート③		参観懇談会	
3月	児童実態交流会 検証・総括		PTA総会	学校協議会 保幼小交流会 引き継ぎ会(西中)

※各学年のカリキュラムに応じて年一回人権参観を実施

※各学年のカリキュラムに応じて道徳教育を実施